

平成24年第4回邑南町議会定例会(第1日)会議録

1. 招集月日 平成24年 5 月 25 日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成24年 6 月 12 日 (火) 午前 9 時 30 分
 散会 午前 10 時 48 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
危機管理課長	細 貝 芳 弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄
情報推進課長	小 林 雅 博	町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二
福祉課長	飛 弾 智 徳	農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	日 高 始
建設課長	森 上 寿	水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠
会計管理者	安 原 賢 二	瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治
教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也	学校教育課長	田 中 節 也
生涯学習課長	森 岡 弘 典	農業委員会長	田 中 正 規	監査委員	實 田 讓

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
15 番	日 高 勝 明	1 番	大 屋 光 宏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第4回邑南町議会定例会議事日程(第1日)

平成24年6月12日(火) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 平成23年度邑南町一般会計繰越明許費の報告について

報告第3号 平成23年度定期監査報告について

報告第4号 平成23年度随時監査報告について

報告第5号 例月現金出納検査結果報告について

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 議案の上程、説明

議案第57号 邑南町防災会議条例の一部改正について

議案第58号 邑南町職員定数条例の一部改正について

議案第59号 邑南町印鑑条例の一部改正について

議案第60号 邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正について

議案第61号 邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正について

議案第62号 邑南町遺児育成特別手当支給条例の一部改正について

議案第63号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正について

議案第64号 平成24年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第65号 平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第66号 平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第67号 平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第68号 平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

日程第7 陳情文書表

陳情第1号 「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書採択に関する陳情

陳情第2号 安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の採択について

平成24年第4回邑南町議会定例会(第1日)会議録

平成24年6月12日(火)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成24年第4回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付をいたしましたとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。15番日高勝明議員、1番大屋議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(松本正) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、6月12日から6月22日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月12日から6月22日までの11日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 行政報告

- 議長(松本正) 日程第3、行政報告。これより町長に行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

- 議長(松本正) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 平成24年第4回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、まず三笠宮寛仁親王殿下のご逝去について申しあげたいと思います。この度の三笠宮寛仁親王殿下の突然のご訃報に接し、驚きと悲しみの念を禁じえません。殿下は皇族として、障害者福祉、スポーツ振興、青少年育成、国際親善など、さまざまな分野にわたり、幅広い貢献をしてこられました。66歳の若さでの早世は誠に残念で、悲しみの念にたえません。ここに町民の皆さまとともに、衷心より哀悼の意を表する次第であります。続いて行政報告及び諸般の事項について申し述べます。始めに表彰についてご披露申しあげます。瑞穂地域馬野原地区で、24年間にわたって地元の県道沿い約3キロメートルに四季折々の花を植え、除草作業と合わせ周辺の美化に努めておられる、馬野原夢街道代表上田キヨ子さんが、4月27日に天皇、皇后両陛下ご臨席の下、衆参両院議長、野田総理大臣他4大臣が出席され、緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰を受章されました。これまでのご功績を讃えますとともに、心からお慶び申しあげます。次に危機管理課の関係について申しあげます。今年、新設しました危機管理課ですが、危機管理の体制を整えるよう指示し、二か月が経過したところでございます。まず、消防組織についてでございますが、4月1日付けで、邑南町消防団長に細貝輝男さんを任命し、また細貝消防団長からは、3名の副団長及び17名の新入団員の任命がありました。なお、細貝団長さんは邑智郡消防協会会長、さらに島根県消防協会理事にも

就任されました。次に3月の段階で、北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射についての情報が入り、町といたしましても、危機管理課に4月12日から緊急体制を整える指示をいたしました。この間、国の全国瞬時警報システムいわゆるジェイ・アラートの訓練や緊急情報ネットワークシステムエムネットやテレビ等により情報把握に努めてまいりました。幸いにも大事に至らなかったことで、安堵しているところでございますが、今後も国等からの情報把握に努めていきたいと考えております。なお、ジェイ・アラートにつきましては、国においては6月28日に緊急地震速報の訓練を計画しておりますが、町民の皆さまに混乱の生じないよう事前に周知する予定でございます。次に邑南町地域防災計画でございますが、これを実行性のあるものにするため、計画の再考や災害対策本部等の検証も進めておりまして、これに関連し4月下旬には、全職員を対象とした災害時を想定した伝達訓練を実施いたしました。この訓練の検証結果を職員に周知し、今後に役立ててまいりたいと考えています。江津邑智消防組合の関係では、平成24年度から2年間にかけてデジタル化による通信整備を進めており、早々に調査に入る予定でございます。また瑞穂出張所につきましては、設計委託契約がされ、建設へ向けての準備に入ったところでございます。次にエネルギー施策研究について申し上げます。エネルギー施策に関する問題でございますが、現在、職員エネルギー政策研究会により研究を進めています。この度、県におきまして2つの補助制度が新設されました。一つは地域貢献型再生可能エネルギー創出モデル事業補助金で、市町村の行うエネルギー利用調査に対し、事業費の2分の1が補助されるものです。今回の補正予算に計上しており、主に小水力発電の立地可能性を調査する予定でございます。もう一つは、島根県太陽光発電等導入支援事業補助金で、市町村が民家の太陽光発電設置に対して助成する場合、出力1キロワット当たり1万円が補助されるものです。これについても今回の補正予算に計上しており、補助制度を創設し実施してまいります。さて、昨日11日でございますが、島根県と県内全ての市町村を構成員として島根県再生可能エネルギー導入促進協議会が結成されました。これは県と市町村が情報共有しながら、再生可能エネルギー導入に向けて取り組むことを目的としています。次に矢上高等学校の振興について申し上げます。4月9日から矢上高校への支援として、美郷町大和地域と石見井原駅をつなぐ矢上高校生専用通学支援バスの運行を開始いたしました。この支援便には、現在のところ18名の登録があり、毎日10名前後の生徒が利用されています。この便の運行により、大和、布施、八色石方面の生徒の通学時間が約15分短縮されています。次に地域コミュニティ再生事業について申し上げます。今年度、新たに布施、出羽、日貫の3地区から申請があり、これまでの4地区と合わせ計7地区で実施しています。新たに申請があった地区では、ファンクラブの結成や人材活用事業、神楽、神楽と食を組み合わせたイベントの開催などの事業が計画されています。次に日本一の子育て村の推進について申し上げます。日本一の子育て村の推進につきましては、各課長の他、外部からの関係者を加えた日本一の子育て村推進本部を設置するよう現在、組織構築を図っているところでございます。また結婚に向けた独身男女の出会いの場サポートについてでございますが、4月21日から22日にかけて、全国より来町を希望された独身女性を招き、元気館を主会場に、民放テレビ局による、お見合いイベントが開催されました。その模様は5月8日と22日の夜に全国放映され、邑南町を全国にアピールする絶好の機会となったと思っております。次に耕すシェフの研修制度について申し上げます。総務省の地域おこし協力隊活用事業を利用した耕すシェフの研修制度につきましては、第2期生として4月から新たに2名を採用し、昨年10月からの1期生と合わせて現在4名で活動中でございます。また5月からは、同じ地域おこし協力隊の事業で、地域振興の担い手として、地域クリエイターという名称で、1名を採用し、食や地域情報などを動画などの映

像を利用し、情報発信に努めているところでございます。一般社団法人日本経営協会が主催する2011年度の活力協働まちづくり推進団体表彰で、本町のA級グルメ立町の実現を通じた雇用機会の拡大プランがグランプリに選ばれ、5月に東京で開かれた表彰式に私が出席してまいりました。これは自治体の経営革新を支援する日本経営協会が2008年度から実施しているもので、魅力ある地域づくりに向けた行政と民間の優れた協働プロジェクトを表彰するというものでございます。今回は、本町が取り組んでいる町観光協会や町雇用創造推進協議会などと連携した地産地消レストランの運営やシェフの研修制度による雇用、定住の促進が評価されたもので、自治体としては中国地方では初の受賞ということでございます。今後も、この賞を励みとして食と農を生かした地域づくりを進めてまいりたいと考えています。次に水明カントリークラブの訴訟に関わる本町として、国等へ固定資産評価基準の見直しを求める取り組みの報告でございます。昨年12月に結審いたしました本町の固定資産評価額訴訟の判決は、今後の市町村の固定資産評価の現場に大きな混乱を与えているところでございます。その理由は、固定資産評価基準で国が示している需給事情による減点補正率の運用について、その適用要件、範囲等が極めて不明確であることが要因であります。そこで本町では、2月の島根県町村会及び島根県過疎地域対策協議会の議決を受けて、3月28日に全国町村会、全国過疎地域自立促進連盟及び総務省に出向き、その見直しに関する要望書を提出、実情を訴えてまいりました。その結果、全国町村大会で平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見として、このことが提起されることとなり、なりました。これを受け総務省もその必要性を認めており、平成27年度評価替えに向けて、全国的に適用調査を行い、評価基準の改正を含めて検討していく予定でございます。今後とも、この件については県や全国の過疎市町村と連携しながらこの課題に向けて取り組んでいきたいと考えております。次に桃源の家の移転について申し上げます。4月15日に、新しい桃源の家への引っ越しが行われました。当日は、石見さくら会の職員やボランティア108名により、午前9時から夕方4時までかけて、99名の利用者の方々を、事故もなく全員無事に引っ越しされております。新施設では、ご家族等の面会が増え、利用者の皆さまも和やかに過ごされているというふうに伺っております。次に口羽保育所の建替えについて申し上げます。4月4日から輪之内遺跡発掘調査を行っておりますが、5月10日に箱式石棺が検出されたところでございます。周辺から出土した土器から弥生時代後期の墓である可能性が高く、また埋葬施設も複数存在することが判明いたしました。6月中に敷地造成工事の発注を行う予定にしていますが、保育所建設に向けて、今後十分に協議を重ね進めてまいりたいと考えております。次に保健事業について申し上げます。今年度の新規事業として計画しています、高齢者肺炎球菌ワクチン任意予防接種費助成制度を6月から実施することといたしました。これは高齢者の肺炎による死亡率が高いことから、肺炎防止と肺炎に伴う医療費を削減するため、65歳以上の高齢者の方を対象に肺炎球菌ワクチン接種費用を1人当たり2千円助成し、ワクチン接種を受けやすい環境整備を図るものでございます。多数の高齢者の皆さまがワクチン接種により、肺炎によるリスクの軽減が図れることを期待しています。次に国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険事業につきましては、これまで医療費は増加傾向にあったこと、また一方で、一般被保険者数は減少傾向、傾向にあったこと。これらの要件で当初予算の見積もりを行った結果、大幅な財源不足を生じ、一般会計の支援、基金の取り崩しによる補てんのほか、国保税につきましても3月に税率改正させていただき、当初予算を編成いたしました。以後、昨年度の医療費や国保税の課税標準額が確定し、本算定における試算を行いました。その結果、昨年度の医療費が減少傾向に転じ医療費推計は若干の減少が見込まれましたが、当初予算で見込んだ数値との差は少なく、今後の状況を見させていただき

たいと考えております。また国保税につきましても、改めて税率改正をしないことといたしましたので、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。次に農林業振興について申し上げます。邑南町農業活性化支援センターにつきましては、水田農業推進協議会及び耕作放棄地対策協議会を統合し、新たなスタートをきったところでございます。関係機関が3部門でチーム編成し、集落営農組織、認定農業者の育成支援、新規就農者の確保、米の需給調整に取り、取り組んでいます。次に地産地消につきましては、地産地消推進条例第8条第2項に基づく地産地消の推進に関する状況について、広く公表するための準備を進めています。次に林業振興について申し上げます。島根県林業公社及び森林総合研究所の造林受託事業につきましては、当初予算において昨年度の27%にとどまり、事業への影響が憂慮されておりましたが、林野庁への陳情等により追加内示がありましたので、補正予算案に上程しているところでございます。次に有限会社いわみファームに対する損害賠償請求の訴訟についてでございますが、第1回口頭弁論期日が5月14日に決定していましたが、有限会社いわみファーム代理人より原告邑南町の訴訟を原告島根県と分離したうえ、川本簡易裁判所への移送を求める申し立てがなされました。本町としては、5月26日に移送の拒否の意見書を提出したところでございます。これにより第1回期日が延期となったところでございます。次に学校教育関係について申し上げます。初めに、邑南町の教育のあり方について申し上げます。昨年度に設置しました邑南町の教育のあり方検討委員会に対して諮問を行い、アドバイザーを加えて熱心に議論いただき3月に検討委員会から答申が示されたところです。教育委員会では、この答申に基づき、今後の邑南町の教育が進むべき姿をまとめる作業に入っており、まとまり次第皆さまにお知らせし、ご理解をいただくよう努めてまいります。次に学校の表彰について申し上げます。石見中学校は、図書貸し出し数や学校図書館を活用した授業実践が模範的な取り組みとして評価され、4月23日に東京で開催された子どもの読書活動推進フォーラムにおいて子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受賞しました。次に生涯学習関係について申し上げます。昨年度は食育推進計画を策定して5年目の年となり、計画の見直しを行ったところでございます。今後は見直した計画に基づき食育を推進してまいりたいと考えています。耐震対策につきましては、井原公民館体育館部分の耐震補強工事を先般発注したところでございます。山村開発センターの建て替えにつきましては、建設委員会を立ちあげ、広く住民の皆さまのご意見を尊重し計画を進めているところでございます。中野体育館につきましては耐震診断の結果が出ましたので、今年度耐震補強設計を行うことといたしました。次に6月3日に放送されましたNHKのど自慢でございますが、町内外から多くの観覧申し込みがあり、NHKによる抽選の結果、800名の皆さまにご観覧いただくことができました。放送を通して全国に邑南町の情報を発信することができたと思っております。表彰につきましては、日貫地区子ども会育成会が子どもたちの自主性、協調性、リーダー性の育成や郷土芸能の継承活動が評価され、島根県子ども会連合会会長表彰を受賞されました。次に平成23年度における各会計の決算見込み状況についてご報告いたします。各会計とも、この5月末日をもって、平成23年度の出納閉鎖を行ったところでございます。決算状況につきましては、全ての会計において不足を生じることなく決算ができる見込でございますが、現段階では未監査ですので、現在把握しています数値を決算見込としてご報告申し上げます。まず、一般会計につきましては、歳入総額129億2千750万7千円に対して、歳出総額127億6千219万3千円で、歳入歳出差引1億6千531万4千円の黒字となる見込ですが、繰越明許にかかる翌年度へ繰り越すべき財源2千341万5千円を差し引きますと実質収支は1億4千189万9千円となる見込でございます。また特別会計の歳入歳出差引額につきましては、国保会計が30万1千円、直営診療所

会計が184万4千円、後期高齢者医療会計が313万5千円、簡易水道会計が580万8千円、下水道会計が1千82万5千円、電気通信会計が546万4千円となり、6会計ともすべて黒字となる見込でございます。以上、6月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案します議案は、人事案1件、条例案7件、補正予算案5件、合わせて13件としています。諸議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させますので、何とぞ、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●議長(松本正) 以上で町長の行政報告及び諸般の報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 報告事項

●議長(松本正) 日程第4、報告事項。町長から、専決処分の報告及び平成23年度邑南町一般会計繰越明許費の報告が、それぞれありました。また監査委員から平成23年度実施した定期監査、随時監査及び例月現金出納検査結果について報告書が提出されております。報告第1号から報告第5号として、いずれもお手元にその写しを配布しております。これらの配布をもちまして議会に対する報告といたします。ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(松本正) 日程第5、先議といたしまして、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第56号人権擁護委員候補者の推薦について、執行部に提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第56号の提案理由についてご説明申し上げます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児、児童に対する虐待やいじめ、体罰など子どもに関する問題、高齢者や障害者に関する問題あるいは夫婦間、親子間の問題など、多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中であって、人権擁護委員は、これらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を市町村長が議会の意見を聞いて、法務大臣に対し推薦するものであります。議案第56号において推薦につき意見を求めようとする星野暢子氏につきましては、平成12年から12年間、人権擁護委員として活躍いただいております。この度、任期切れを迎えるにあたり、引き続き、その手腕を発揮していただきたく、お願いしたいと思っております。

●議長(松本正) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。ここで、お諮りをいたします。議案第56号につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。これより議案第56号を採決いたします。議案第56号について、適任と認めることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(松本正) 全員賛成。したがって、議案第56号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案を適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 議案の上程、説明

●**議長(松本正)** 続きまして、日程第6、議案の上程、説明に入ります。議案第57号邑南町防災会議条例の一部改正について。議案第58号邑南町職員定数条例の一部改正について。議案第59号邑南町印鑑条例の一部改正について。議案第60号邑南町在在、在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正について。議案第61号邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正について。議案第62号邑南町遺児育成特別手当支給条例の一部改正について。議案第63号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正について。議案第64号平成24年度邑南町一般会計補正予算第1号について。議案第65号平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について。議案第66号平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について。議案第67号平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について。議案第68号平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について。以上、12議案を一括上程いたします。執行部に提案理由の説明を求めます。

●**石橋町長(石橋良治)** はい、議長、番外。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第57号から議案第63号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第57号邑南町防災会議条例の一部改正についてでございますが、これは危機管理課の創設に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に議案第58号邑南町職員定数条例の一部改正についてでございますが、これは定数内訳の変更の必要が生じたために、所要の改正を行うものでございます。次に議案第59号邑南町印鑑条例の一部改正について、また議案第60号邑南町在在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正について、また議案第61号邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正について、また議案第62号邑南町遺児育成特別手当支給条例の一部改正について及び議案第63号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正についてでございますが、これはいずれも住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 細貝危機管理課長。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 議案第57号の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。この議案でございますが、町長の提案理由の説明にもありました、危機管理が新設されたことによるものでございます。また現在、島根県において地域防災計画の見直し中でございますが、この内容も勘案する必要もあることから、文言修正も含めまして邑南町地域防災計画の見直し作業中でございます。この計画変更でございますが、防災会議に諮る必要があります。このため今回、邑南町防災会議条例の改正を上程するものでございます。それでは新旧対照表で、ご説明いたしますので、議案書の3枚目をご覧くださいというふうに思います。まず、表の右側でございます。現行規定中の中ほどをご覧くださいと思います。第3条第5項第4号としまして町長が、その部内の職員のうちから指名する者とありまして、これに呼応するものとして、下段の方をご覧くださいと思いますが、第6項中、下線部分14人とあります。これにつきましては、議会事務局長、会計課長、教育委員会の2課長、阿須那診療所長を除く、全の管理職員が指名されておりまして、これに危機管理課長を1名加えるため、表の左側でございますが、改正後の案の規定の下段の方をご覧くださいと思います。第3条第6項中、下線部分15人に変更するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議決をお願いするものでございます。ご審議の

ほど、よろしくお願い申し上げます。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(松本正)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 議案第58号 邑南町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。昨年8月より育児休業に入っておりました職員1人ですが、本年9月1日付けにて復帰することにより、当該条例の一部を改正するものでございます。復帰いたしますのは、もともと教育委員会の事務部局、部局の職員でございますが、育児休業中は町長の事務部局の総務課付けで育児休業に入っておりましたので、今回その定数を改正するものでございます。新旧対照表の方をご覧ください。改正しようとする内容は、第2条第1項第1号のところで、町長の事務部局の職員数を102、193人から192人に1人減とし、逆に第3号の教育委員会の事務部局の職員数を35人から36人に1人増とするものでございます。職員総数には変更はございません。これを地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**服部町民課長(服部導士)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 服部町民課長。

●**服部町民課長(服部導士)** 議案第59号 邑南町印鑑条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、平成21年7月15、15日に外国人登録法の廃止を含む出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例、特例法の一部を改正する等の法律が公布され、平成23年12月26日に施行期日を平成24年7月9日とする政令が公布されたこと、また同じく平成21年7月15日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、平成24、24年1月20日に施行期日を平成24年7月9日とする政令が公布されたことにより、外国人登録法の引用か所及び外国人原票、外国人登録証明書等の用語について、所要の整備を行う必要が生じたので改正するものでございます。なお、これらの改正は、これまでの外国人登録制度においては、日本人の住民台帳制度とは別に管理され、その居住実態や世帯情報が十分に把握されず、行政サービスも行き届きにくいといった課題に対応するものであり、外国人住民の利便性の向上や市町村の行政事務の合理化を目的としたものでございます。詳細につきましては、新旧対照表をご覧ください。第2条の登録資格でございますが、外国人登録法の部分を削除するとともに、他の条文との重複か所を削り、条文を整理しております。第4条第3項でございますが、これは登録申請の際の本人確認でございまして、外国人登録証明書を削り、条文を整理しております。第5条の登録印鑑についてでございますが、1枚捲っていただき、第2項第1号は、外国人登録原票を削り、外国人住民の通称を用いた印鑑の登録を可能とするものでございます。次に第3項は新設でございますが、非漢字圏の外国人住民について、住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記、又はその一部を組み合わせたもので表、表わされている印鑑の登録を可能とするものでございます。第6条は印鑑の登録原票でございますが、第1項第3号は原票の記載項目の内の氏名について、先ほどの第5条関係で外国人住、外国人住民が通称を用いた場合は通、通称とするものでございます。次に第7号につきましても、第5条関係で非漢字圏の外国人住民の氏名のカタカナ表記による登録を定めたもの、ものでございます。次は項ずれでございます。第10条は印鑑登録の証明でございますが、印鑑登録に記録される、記載される事項につきましても、これまで申しあげました内容と同様でございまして、第1項第1号が通称を、第5号が非漢字圏の外国人住民の氏名のカタ、カタカナ表記の規定でございます。次に、1枚捲っていただ

き、第14条につきましては、外国人登録法を削り、字句を修正しております。第15条は印鑑登録の抹消でございますが、第1項第5号は氏名等に変更があった場合であり、外国人住民の通称、カタカナ表記の変更を加えております。なお、現行条文でございますが現行条文でございます第5条第2項第1号に該当することになったときにつきましては、改正案の2つ目のカッコにございますように登録されている印影を変更する必要のない場合を除くと除外規定に変更しておりますが、同様の内容でございます。第6号は、外国人住民が、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者、これは外国人住民に係る住民票の記載事項の特例の規定である者で、中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者を言いますが、日本国籍を取得したときを除き、その者でなくなったとき、登録を抹消する規定でございます。次は項、項ずれでございます。続きまして、改正文に戻っていただき、改正文の2枚目の附則でございます。第1項で、施行期日を平成24年7月9日としております。第2項でございますが、見出しありますように、旧条例の規定に基づく印鑑の登録の取り扱いの規定でございます。内容といたしましては、改正前の邑南町印鑑条例第2条第1項の規定により印鑑の登録を受けている外国人印鑑登録者で、施行日において、改正後の条例第2条第1項の規定に該当しない場合、職権でその印鑑登録を抹消する規定でございます。具体的には、外国人登録をされ印鑑登録もされていたものの、短期在留者であるため施行日に外国人住民として邑南町の住民基本台帳に記録することができない外国人がこの対象となりますが、現在のところ該当者はいらっしゃいません。第3項でございますが、改正前の邑南町印鑑条例第2条第1項の規定により印鑑の登録を受け、施行日にあってもなお印鑑の登録が認められる外国人印鑑登録者で、施行日において、住民票が作成されるものについては、その住民票が作成されたことにより、印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じたときは、職権で修正する規定でございます。具体的には、外国人登録をされ印鑑登録もされていた中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者で、施行日に住民票で作成される外国人について、住民票の作成により、印鑑登録原票の記載事項に変更が必要になる場合が対象となります。ちなみに、現在、印鑑を登録しておられる外国人印鑑登録者は15名いらっしゃいます。以上が、邑南町印鑑条例の一部改正の説明でございます。よろしくお願いいたします。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 番外。

●議長(松本正) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議案第60号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正について、議案第61号邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正について、議案第62号邑南町遺児育成特別手当支給条例の一部改正についてご説明いたします。これらの改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、外国人登録法が廃止され、外国人住民の方々が住民基本台帳法の適用対象となるため、議案第60号、議案第61号、議案第62号の条例の条文整理を行おうとするものでございます。まず、議案第60号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正でございますが、この条例は在日外国人の方で国籍が欠格事由となって公的年金を受給することができない方に対して月額1万円の福祉給付金を支給するというものでござい、ございます。改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。支給対象者につきまして、第2条第1項第1号において、現行では下線部の外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票において現に本町に居住する旨の登録を受けている者としておりますが、これを住民基本台帳法に基づき、現に本町の住民基本台帳に記

載されている者に改め、また同項第2号中の住民基本台帳法を法に改正するものでございます。次に議案第61号邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正でございます。これは母子家庭等の児童が入学、又は就職する際に、支度金を支給し、母子家庭等の経済的負担を軽減しようとする条例であります。新旧対照表をご覧ください。第4条におきまして支給要件を規定しておりますが、第2項の外国人登録法に係る条文を削除するものでございます。次に議案第62号邑南町遺児育成特別手当支給条例の一部改正についてでございます。この条例は遺児を養育している者等に対し手当を支給することについて定めた条例であります。新旧対照表でご説明いたします。第3条で支給要件を規定しておりますが、第2項におきまして対象外となる児童についての要件を規定しております。このうち第2号の外国人登録法に係る条文を削除するものでございます。また、これによりまして、第3条第2、第2項中、第3号を第2号に、第4号を第3号に繰りあ、繰りあげるものでございます。なお、これら3議案の条例の施行日は出入、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日であります平成24年7月9日としており、それぞれ改正分に附則、改正文の附則に規定をいたしております。以上、議案第60号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正について、議案第61号邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正について、議案第62号邑南町遺児育成特別手当支給条例の一部改正につきまして、それぞれ地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●日高保健課長(日高誠) 議長、番外。

●議長(松本正) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) 議案、議案第63号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正についてご説明申しあげます。今回の改正は住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本国の、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が7月9日に施行され、外国人登録法が廃止されることにともない、改正を行うものでございます。新旧対照表をご覧ください。第2条3行目でございます。住所以降の、又は外国人登録法、括弧昭和27年法律第125号括弧を規定するに、に規定する居住地を削除するものでございます。施行期日は24年7月9日でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 次に議案第64号から第68号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第64号平成24年度邑南町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ8千565万4千円増額するものでございます。議案第65号平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ80万8千円減額するものでございます。議案第66号平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ1千629万9千円増額するものでございます。議案第67号平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ650万4千円減額するものでございます。議案第68号平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ922万6千円増額するものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 議長、番外。

●議長(松本正) 沖企画財政課長。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 議案第64号平成24年度邑南町一般会計補正予算第1号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ8千565万4千円を増額いたしまして、116億8千65万4千円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。次に第2条地方債の補正でございます。詳細は捲っていただきまして、6ページをお開きください。第2表地方債の補正でございます。まず、道路改良舗装事業債でございますが、社会資本整備総合交付金の減額等に伴い町債を240万円減額し、2億750万円とするものでございます。次に公営住宅建設事業債でございますが、これは国庫補助金減額分を町債で賄、補うため、630万円増額し、9千530万円とするものでございます。次に消防施設整備事業債は、防火水槽設置事業のため610万円増額し、1億530万円とするものでございます。以上合計で地方債を1千万円増額するものでございまして、地方債の合計額が13億4千760万円から13億5千760万円にするものでございます。続きまして、事項別明細書の方へいっていただきまして、4ページ5ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。主なものをご説明申しあげます。14款国庫支出金、民生費国庫負担金でございますが、子ども手当の制度が変わり、児童手当となりました関係で組み替えを行っております。あわせて事業量の調整も行っております。次に土木費国庫補助金でございますが、道整備交付金と社会資本整備総合交付金につきまして交付決定がありましたのでそれぞれ補正しております。合わせて2千432万3千円の減額でございます。次に県支出金の民生費県負担金でございますが、これも国庫支出金と同様な理由で子ども手当を児童手当に組み替えております。次に6ページ7ページをお開きください。一番上の総務費県補助金でございます。この度、県の方で二つの補助金が創設されております。一つは島根県太陽光発電等導入支援事業補助金でございます。これは市町村を通じて太陽光発電設備設置の補助、1KW当たり1万円を行おうというものでございます。200万円を計上しております。もう一つは地域貢献型再生可能エネルギー創出モデル事業補助金でございます。これは市町村の再生可能エネルギーの調査研究に対しまして、その2分の1の額を助成するものでありまして、117万円計上してございます。次に農林水産業費県補助金でございますが、農業復旧対策事業費補助金、地域貢献型集落営農ステップアップ事業補助金、農地有効利用支援整備事業費補助金、新農林水産振興がんばる地域応援総合事業補助金それぞれ増額しておりまして合計では770万円の増額としております。次に商工費県補助金でございます。中山間地域活性化重点施策推進事業費補助金、これは新しくできました補助金でございます。中山間地域活性化計画に示された重点施策に対して助成をするものであります。補助率は2分の1でございます。今回はUターン推進による担い手の確保と人材誘致という事業。具体的には農商工連携サポートセンター事業で申請しております。失礼しました補助率につきましては、すいません、あのう、失礼しました補助率については、あのう、全額でございます。失礼しました。続きまして16款財産収入でございます。邑南町土地開発公社の解散に伴いまして、清算金を町が収入しようとするものでございまして316万4千円計上しております。続いて寄附金でございます。一般寄附金の方2件75万円いただいております。内1件の70万円は日本一の子育て村事業に賛同される方からの寄附金でございます。それからふるさと寄附金は3件で140万円をいただいております。続いて8ページ9ページをお開きください。財政調整基金繰入金を4千996万3千円計上しております。次に諸収入でございますが、公社造林受託事業収入、森林総合研究所造林受託事業収入でございますが、事業費の増額内示によりそれぞ

れ補正しております。次に雑入の方でございますが、島根県町村会助成金、これにつきましては農工商連携サポート事業に充当しておりますが町村会の補助制度の変更によりまして150万円の減額でございます。一つ飛ばしまして財団法人地域活性化センター補助金、これにつきましては新規に、あのう、採択となりました。農林商工連携サポートセンター事業に充当することとしております。したがって差し引では50万円財源が増額したことになっております。戻りまして財団法人地域総合整備財団補助金、これは新たに観光プラットフォーム事業に取り組みまして補助率3分の2で450万円を計上しております。それから一番下でございますが、財団法人自治総合センターコミュニティ補助金、これにつきましては自治会設備整備につきまして要望しておりましたが、採択されまして290万円計上しております。21款の町債でございますが、先ほど地方債補正で説明しましたとおりでございます。続いて10ページ11ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。明細の説明に入る前に職員の人件費の補正が全般にわたっておりますので説明申し上げます。本年4月1日付けの人事異動によ、人事異動による補正を各科目にわたり計上しております。一般会計の合計では給料が639万2千円の減、職員手当が312万1千円の減、共済費が324万3千円の減、合わせて千275万6千円の減額となっております。なお、一般会計と各特別会計の総合計額では546万1千円の増額となっております。それでは、あのう、10ページ11ページの中ほどでございますが、企画費のところでございます。02のエネルギー政策研究会費でございますが、先ほど歳入のところでありました県の補助金を受けまして110万円増額を計上しております。次に04の住宅用太陽光発電システム設置補助事業費、これも県の補助金を受けまして1KW当たり1万円、上限4万円として補助する予定でございまして、200万円を計上しております。それから一般コミュニティ助成事業でございますが、自治、自治総合センターからの補助をいただきまして、そのまま290万円の額を計上しております。それから日本一の子育て村推進基金管理費でございますが、先ほどの日本一の子育て村事業に賛同された方からの寄附金をそのまま70万円積み立てることとしております。それから情報政策費でございます。電気通信事業特別会計繰出金、これにつきましては人事異動によります給与費関係の調整でございます。続いて12ページ13ページをお開きいただきたいと思います。民生費の社会福祉総務費でございます。国民健康保健事業特別会計繰出金、これにつきましても人事異動による給与費関係の調整でございます。次に14ページ15ページをお開きいただきたいと思います。民生費の児童福祉費でございます。これは歳入のところでもございましたが、子ども手当から児童手当への組み替えでございます。続いて衛生費の保健衛生総務費でございます。簡易水道事業特別会計繰出金と下水道事業特別会計繰出金、これにつきましても人事異動による給与費関係の調整でございます。次に16ページ17ページをお開きください。農林水産業費の農業振興費でございますが新農林水産振興がらんばる地域応援総合事業、これは歳入の県補助金と同額を計上しております。施設整備や空きハウス活用への補助を予定しております。地域貢献型集落営農ステップアップ事業でございますが、これも歳入の県補助金と同額を計上しております。トロ箱栽培等への補助を予定しております。それから大雪による農業災害復旧特別対策事業費、これは県補助金60万円に町費60万円を足しまして120万円を計上しております。パイプハウス関係の助成でございます。それからその下の農地費でございますが農地有効利用支援整備事業でございます。農地及び農地、農地水利施設等の簡易な補修に対するものでございますが要望調査による結果、事業量が増えましたので200万円を増額を計上しております。一番下でございますが林業振興の関係で森林総合研究所造林受託事業費、公社造林受託事業費それぞれ増額補正し、を計上しております。続きまして18ページ19ページ

をお開きください。商工費の商工業振興費でございますが、耕すシェフ農園開設プロジェクト事業費として200万円を計上しております。これは地域活性化センターの補助金を利用するものでございます。次に観光費でございますが、邑南町観光地域づくりプラットフォーム整備事業費として678万1千円を計上しております。これについては地域総合整備財団補助金を利用するものでございまして、邑南町に来られる観光客に必要な情報を発信し、観光客の満足度の図るというものでございます。具体的にはウェブサイト開設、公式フェイスブック作成、無線ランホットスポット設置等を計画しております。続きまして20ページ21ページをお開きください。上の下水道費でございますが、下水道事業特別会計繰出金でございます。これも人事異動による給与費関係の調整でございます。続いて土木費の道路維持費でございますが、各地域において危険か所の改修や、いわゆる陰切りの予算について増額を計上しております。次の道路新設改良費でございます。これは道整備交付金と社会資本整備総合交付金の交付決定による増減に伴う各路線の事業費の調整をしたものでございます。それと23ページの方へ行っていただきまして、新規事業として町内ネットワーク道路整備事業1千852万円を計上しております。これは、あのう、戸河内線でございますが、防、防災対策上、緊急で改良する必要があるため計上しております。それから一番下の方ですが、消防費の消防設備費ですが、防火水槽設置事業費として650万円計上しております。これは瑞穂、消防瑞穂出張所の建設にあわせ旧瑞穂出張所敷地内に防火水槽を設置しようとするものでございます。それから防災費の方で防災無線の電波調査事業費76万2千円を計上しております。次にずっと行って、行っていただきまして26ページ27ページをお開きください。ええっと最後でございますが、教育費の体育施設費でございます。中野体育館~~中野公民館~~（平成24年6月22日本会議にて訂正申出、許可）の耐震診断結果が3月末に出ましたので、その結果を受けて耐震補強設計を委託しようとするものでございます。以上でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議、議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第65号平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3千619万2千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ5ページをお開きください。この度の補正は、4月の人事異動に伴います職員給与費等の修正を行っております。まず、歳入でございますが、一般会計繰入金につきまして、職員給与費等繰入金を80万8千円減額しております。次に6ページ7ページをお開きください。歳出でございますが、一般管理費につきまして、給料、職員手当等、共済費について修正し、全体で80万8千円減額しております。以上が、国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

●上田水道課長(上田英至) 番外。

●議長(松本正) 上田水道課長。

●上田水道課長(上田英至) 議案第66号平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきまして説明いたします。1ページをご覧くださいませ。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千629万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9千889万9千円とするものでございます。詳細は予算に関する説明書で説明いたします。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、他会計繰入金が1千629万9千円の増額でございま

す。6ページをご覧くださいませ。歳出ですが総務費の人件費部分が1千629万9千円の増額でございます。これは人事異動に伴う増額でございます。以上でございます。続きまして議案第67号平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申しあげます。1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ650万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1千49万6千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、他会計繰入金が650万4千円の減額でございます。6ページをご覧くださいませ。歳出でございますが、衛生費が635万2千円、土木費が15万2千円、計650万4千円の減額でございます。これは人事異動に伴う減額でございます。以上でございます。

●小林情報推進課長(小林雅博) 番外。

●議長(松本正) 小林情報推進課長。

●小林情報推進課長(小林雅博) 議案第68号平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出、歳出それぞれ922万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億1千312万6千円とするものでございます。詳細につきましては予算に関する説明書でご説明申しあげます。事項別明細書の4ページ5ページをご覧ください。歳入でございます。繰入金の一般会計繰入金922万6千円の増額でございます。6ページ7ページをお開きください。歳出でございます。総務費の一般管理費886万円の増額でございます。これは一般職員の増員による人件費でございます。2、款電気通信事業費の施設整備事業費を218万円の増額でございます。これは番組製作用機器を購入するものでございます。3、基金積立金~~基金繰入金~~(平成24年6月22日本会議にて訂正申出、許可)でございます。機器購入に伴い181万4千円を減額するものでございます。以上、補正額合計922万6千円~~922万6千円~~(平成24年6月22日本会議にて訂正申出、許可)の増額でございます。よろしくお願いいたします。

●議長(松本正) 以上で執行部の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 陳情文書表

●議長(松本正) 日程第7、陳情文書表を議題といたします。本定例会までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりでございます。ここでお諮りをいたします。陳情第1号につきましては、教育民生常任委員会に、陳情第2号につきましては、産業建設常任委員会に審議を付託することにした、審査を付託することにしたと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号につきましては、教育民生常任委員会に、陳情第2号につきましては、産業建設常任委員会に付託し、審査をすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 散会宣告

●議長(松本正) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。大変ご苦勞さまでございました。なお、全員協議会が開かれますので、第2委員会室に11時ご集合お願いいたします。

—— 午前10時48分 散会 ——